2026年度（第27期）長拳公認普及指導員認定

実 施 要 綱

２０２６年９月

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

下記に基づいて、本年度の**【長拳公認普及指導員認定】**を実施する。

記

■１.実施期間：

２０２６年１０月１日～２０２７年２月２８日までの期間で、実施組織（都道府県連盟）が設定する土曜日、日曜日、祝日のいずれか１日で実施する。

■２.実施組織：

単一または近隣の複数都道府県連盟合同、あるいはブロックいずれかの単位において実施する。単一でない場合は、日本連盟との事務手続きの担当窓口として１都道府県連盟を決めて、実施組織とする。

■３.実施内容：

認定試験当日は、午前・午後の２単元で下記科目の講習と試験を実施する。

▼講習会――――

・学科講習…**『普及用長拳テキスト』**（ピンクの表紙 ※**■10.教材**参照）を用いて講習を行う。

・実技講習…**〔カンフー体操１〕〔カンフー体操２〕〔入門長拳〕**、以上３種套路の技術と分解号令法の講習を行う。

▼認定試験―――

・学科試験…上記教材(テキスト)の中から、技術用語などを問う択一式・記述式等の解答方式による試験。

・実技試験…分解号令法の試験 ⇒受験者自身が号令をかけながら**〔カンフー体操１＋カンフー体操２＋入門長拳〕**、以上３種套路を続けて演技を行う。

※講習を含め、全日程参加を資格取得の必須条件とする。

■４.受験資格：

・認定実施日を基準として、満15歳以上であること。

・長拳技能検定３級以上の有資格者（2026年度前期までの３級登録者含む）で、かつ所属する都道府県連盟から推薦を受けた者。

■５.実施日程と手続き：

① 2026年9月――『実施要綱』と申請書関係書類一式 送付（日本連盟→都道府県連盟）

日本連盟から都道府県連盟宛に、**『実施要綱』**および**『実施申請書〈書式1〉』『受験申請書〈書式2〉』『受験申請者一覧表〈書式3〉』**を送付する。

② 実施2ヵ月前――『実施申請書〈書式1〉』送付（都道府県連盟→日本連盟）

実施組織（都道府県連盟）は、実施日時と実施会場を設定でき次第**『実施申請書〈書式1〉』**に、予定受験者数などの必要事項を記入する。なお、実施組織において担当する認定委員を選任できる場合は、その氏名も記入する。もし１名のみ選任できる場合は残り１名を空欄に、２名とも選任できない場合は全て空欄にして、日本連盟に提出する。このとき、認定委員との日程調整や交通機関の予約等を考慮し、遅くとも実施日の約２ヵ月前には日本連盟宛に送付すること。

③ 実施1ヵ月前――担当認定委員の氏名 通知（日本連盟→都道府県連盟）

実施組織(都道府県連盟)が認定委員を選任していない場合、日本連盟は遅くとも実施の１ヵ月前までに認定委員２名(場合により１名)を決定して、実施組織(都道府県連盟)に書面で通知する。都道府県連盟は、これに基づいて認定委員と直接連絡を取り、到着日時含む日程等の確認を行う。

④ 実施1ヵ月前――『受験申請書〈書式2〉』『受験申請者一覧表〈書式3〉』送付

（原本は都道府県連盟→日本連盟／コピーは都道府県連盟にて保管）

都道府県連盟は、受験希望者の**『受験申請書〈書式2〉』**に必要事項を記入する。**『受験申請者一覧表〈書式3〉』**にも受験者の氏名を記入し、あわせて原本を日本連盟に送付する。

都道府県連盟は、**『受験申請書〈書式2〉』『受験申請者一覧表〈書式3〉』**いずれもコピーを取り保管する。

⑤ 上記④の書類受領後――『受験票』『判定結果記入用紙〈書式4〉』送付（日本連盟→都道府県連盟）

日本連盟は、上記④の書類を都道府県連盟より受領後、未記入の**『受験票』**および未記入の**『判定結果記入用紙〈書式4〉』**を都道府県連盟に送付する。

⑥ 上記⑤の書類受領後――『受験票』作成・送付（都道府県連盟→受験者）

『判定結果記入用紙〈書式4〉』作成

都道府県連盟は、**『受験票』**に受験者の氏名、団体名等を記入・作成し、事前に受験者宛に送付する。なお、写真は受験者が各自で用意し、受験票に貼付のうえ、試験当日に持参するよう周知すること。

また、**『判定結果記入用紙〈書式4〉』**にも受験者の氏名等を記入・作成して、実施に備える。

なお、**『学科試験問題解答用紙』**は、担当する認定委員が必要部数を日本連盟から事前に受領し、当日実施会場に持参する。

⑦ 実施――『学科試験問題解答用紙』『判定結果記入用紙〈書式4〉』送付（都道府県連盟→日本連盟）

試験終了後、認定委員は採点結果を**『判定結果記入用紙〈書式4〉』**に記入して、認定委員２名が署名する。都道府県連盟は、ただちに**『学科試験問題解答用紙』『判定結果記入用紙〈書式4〉』**をあわせて日本連盟に送付する。

⑧ 実施後2週間以内――『判定結果記入用紙〈書式4〉』判定通知

『登録料一括納付書〈書式5〉』納付期限案内（日本連盟→都道府県連盟）

日本連盟は、承認済みの**『判定結果記入用紙〈書式4〉』**を実施後約２週間以内に都道府県連盟宛に送付し、合否判定結果を通知する。あわせて**『登録料一括納付書〈書式5〉』**の送付により、当資格の登録料の納付期限(おおむね実施後約２ヶ月以内に設定)を案内する。

⑨ 実施後2ヵ月以内――『登録確認書（判定結果記入用紙〈書式4〉)』『登録料一括納付書〈書式5〉』

『証明書用写真』送付／登録料 納付（いずれも都道府県連盟→日本連盟）

都道府県連盟は、登録料納付期限までに**『登録確認書**(日本連盟から送付された承認済みの**「判定結果記入用紙〈書式4〉」**の登録確認欄に○印を付したもの)**』『登録料一括納付書〈書式5〉』**に、登録者の**『証明書用写真**(１人１枚、白黒またはカラー、ﾖｺ 2.5 ㎝×ﾀﾃ３㎝、裏面に本人氏名を記入)**』**を添えて日本連盟に送付し、同時に指定銀行口座に登録料の合計金額を振り込む。

⑩ 実施後3ヶ月以内――『認定証』『証明書』送付（日本連盟→都道府県連盟→登録者）

日本連盟は登録料の納付確認後、おおむね実施後約３カ月以内をめどに**『認定証』『証明書」』**を作成し、都道府県連盟宛に送付。さらに登録者への送付をもって、一連の手続きを完了する。

■６. 認定委員：

認定委員は１会場２名とし、長拳公認Ｂ級指導員の有資格者（2025年度の資格取得者を含む）とする。

実施組織において、認定委員を選任することができる。この場合、『**実施申請書〈書式1〉**』に担当予定の認定委員の氏名を記入する。もし１名しか選任できない場合１名は記入、残り１名分は空欄にしておく。１名ないし２名とも選任できない場合は、日本連盟ジュニア普及委員会が実施地域・予定受験者数等の状況を考慮し、認定委員を委嘱・派遣するので、氏名欄は空欄にして提出する。

■７. 基本タイムスケジュール：※会場や受験者数の状況により変更してもよい。

- ９：００～　受付
- ９：３０～　開講式・諸注意
- ９：４０～　学科講習（※机・椅子が無ければ、画板で対応も可）
- １０：４０～　休憩・自習
- １１：００～〔**学科試験**〕（※机・椅子が無ければ、画板で対応も可）
- １２：００～　昼食・休憩
- １３：００～　実技講習
- １４：１５～〔**実技試験**〕
- １５：１５～　閉講式・解散

■８. 合否判定基準と方法：

講習を含め全日程参加を資格取得の必須条件とし、その上で〔**学科試験**〕〔**実技試験**〕それぞれの成績結果に基づいて、合否の判定を行う。

▼**学科試験**……100 ポイント中、80～100 ポイント取得者を〈A判定〉、60～79 ポイント取得者を〈B判定〉、59 ポイント以下取得者を〈C判定〉とする。〈A判定〉および〈B判定〉は合格、〈C判定〉は不合格とする。

▼**実技試験**……技術レベルにより、A・B・C　３段階で評価する。〈A判定〉および〈B判定〉は合格、〈C判定〉は不合格とする。

〔学科試験〕〔実技試験〕のいずれも〈A判定〉および〈B判定〉であれば、《長拳普及指導員認定 合格》となる。どちらか一方の科目でも〈C判定〉があれば、《長拳普及指導員認定 不合格》となる。

■９. 登録料と資格有効期間：

本資格の登録料は、１人７,０００円とする。資格の有効期間は登録日から４年間とし、更新登録手続きにより資格を継続することができる。

■10. 教材：

教材として使用する『**普及用長拳(増補改訂版)テキスト**』（ピンクの表紙／日本連盟発行　１,５８０円）は、実施組織（都道府県連盟）や日本連盟から受験者に対して配付はしないので、受験者自身が事前に加盟団体等を通じて各自で購入し、事前学習しておく。

■11. 持参するもの：

『**写真貼付済みの受験票**』、教材（テキスト）、筆記用具、運動着、体育館用シューズ、タオル等各自が必要と思うもの。

※当日『**受験票**』を持参しなかった者は、「長拳公認普及指導員認定」を受験することができないので、注意すること。

■12. 実施費用と受験料の設定基準：

講習を含む認定試験は、実施組織(都道府県連盟やブロック)の責任のもとに計画・実施される。そのため受験料は全国一律に定めるのではなく、受験者数に基づいてある程度変動させてもよい。ただし当資格の主旨(普及・人材育成)に照らし、受験者の負担額をできる限り低廉に保ちたい。

以上